

2011春闘要求書

第1章 はじめに

貴職は、昨年9月16日「給与制度の改革及び給料等の特例減額の実施について」を提案、その後いくつかの追加提案を行なったが、それらは、全国最低水準の大阪府の職員賃金のさらなる引き下げと給料等のカットの継続、「評価・育成システム」の改悪による格差・差別の拡大等であった。組合との数度の交渉でも、内容・期限設定等、これまでになく極めて不誠実な対応を繰り返し、組合の強い反対にもかかわらず2月議会への上程を強行した。

貴職は、職員賃金を府財政の穴埋めに使うだけでなく、新たな政策の財源にも充てようとしている。また、「評価・育成システム」の改悪もあわせて職員の勤労意欲を後退させ、職場を荒廃させている。

組合は、貴職が進める、府民や労働者に犠牲を強いる「弱い者いじめ」の大阪府政を認めることはできない。組合は、大阪府に働くすべての労働者の雇用の確保と、差別賃金の打破を求め以下の要求を行なう。

第2章 賃金に関して

2006年度実施の「給与構造改革」による総賃金抑制政策と、連続する月例給与のカットの強行により我々の給与は、全国最低水準にまで引き下げられた。また、同一価値労働を課しながら、正規と非正規との間に歴然と差別賃金を生じさせている。したがって、以下の要求に応じること。

- 1 月例給与のカットを止め、「国準拠の見直し」をすることなく2006年度の「給与構造改革」以前の給与水準に戻すこと。また、一時金の役職段階別加算を廃止すること。
- 2 「評価・育成システム」の一時金への反映および昇給へのマイナス反映を止めること。昇給は、従来の普通昇給・特別昇給の形で実施すること。
- 3 「評価・育成システム」の検証結果を明らかにするとともに、評価結果の分布率を次の項目について明らかにすること。
・男女別 ・職種別 ・年代別（20代、30代、40代、50代、60代）
- 4 教育職給料表の「特2級」を廃止すること。
- 5 常勤講師の一時金は、基準日主義をやめ労働日数に応じて支給すること。
- 6 事務職員・栄養職員の時間外勤務手当6%相当分を本俸化すること。また、教員を含め労働基準法通りの時間外勤務手当を支給すること。
- 7 退職手当のカットをやめること。調整額を廃止し「給与構造改革」以前の退職手当制度に戻すこと。
- 8 育児休業中の賃金を全額保障すること。
- 9 臨時講師・職員の賃金にかかわって
臨時講師の賃金を2級に格付けすること。
最高号給の頭打ちをなくすこと。
昇給制度を導入すること。

給料月額決定にあたり経験年数を割り引かないこと（職員の給料に関する規則13条の4に準ずること）。

空き期間に賃金を保障すること。

- 10 諸手当について支給率・額・基準等を改善すること。
- 11 非常勤講師・非常勤（若年）特別嘱託員・非常勤補助員にかかわって非常勤講師の賃金算定方法を「週1コマあたり月額単価」制に戻すこと。
非常勤（若年）特別嘱託員の賃金を2002年度水準に戻すこと。
非常勤職員の雇用を保障し、これまでと同等以上の賃金を支給すること。
非常勤講師・非常勤（若年）特別嘱託員・非常勤職員に正規職員と同率の年間一時金を支給すること。
非常勤講師・非常勤（若年）特別嘱託員・非常勤職員に退職金を支給すること。
時間外労働に対して時間外勤務手当を支給すること。
交通費を実費支給すること。

第3章 労働条件の改善に関して

- 1 勤務時間短縮にかかわって、実効性のある措置を講じること。
- 2 現任する講師を優先して継続雇用すること。
- 3 長期休業中に病休講師を解雇しないこと。
- 4 事務職員の配置は大規模加配については標準法を遵守すること。就学援助加配については 在籍数の25%もしくは100名以上について加配すること。
- 5 非常勤講師・職員にも大阪府が直接福利厚生事業を実施すること。
- 6 義務教育国庫負担金の負担率を1/2に復元するよう国に働きかけること。

以上